県立鳴尾高等学校 校長 黒河内雅典

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、県教育委員会から通知がありましたので、本校におきましても本通知を踏まえて、以下のとおり対応します。

生徒の皆さんが、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
- ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時 においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とし、また、昼食の場面においては、「黙食」は必要ありません。

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられます。

学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
 - ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せず に解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症 状が軽快した日の翌日から起算することとします。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導します。
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等についても、 同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。